

健やかに生き、安らかな最期を

Living Will

リビング・ウイル

2020年

7月発行

No. 178

Living Will

No. 178

2020年7月発行

発行 公益財団法人日本尊厳死協会

編集 協会会報編集部

デザイン FROG KING STUDIO

印刷

JPビズメール株式会社

作家
篠田節子さん
絶好の死に時があるのでは？

- 公益財団法人として
新たなスタート
- 連載・電話・メール医療相談から
- 連載「四季の歌」牧場の朝



公益財団法人
日本尊厳死協会

JAPAN SOCIETY FOR DYING WITH DIGNITY

日本尊厳死協会の出版案内

好評
発売中!

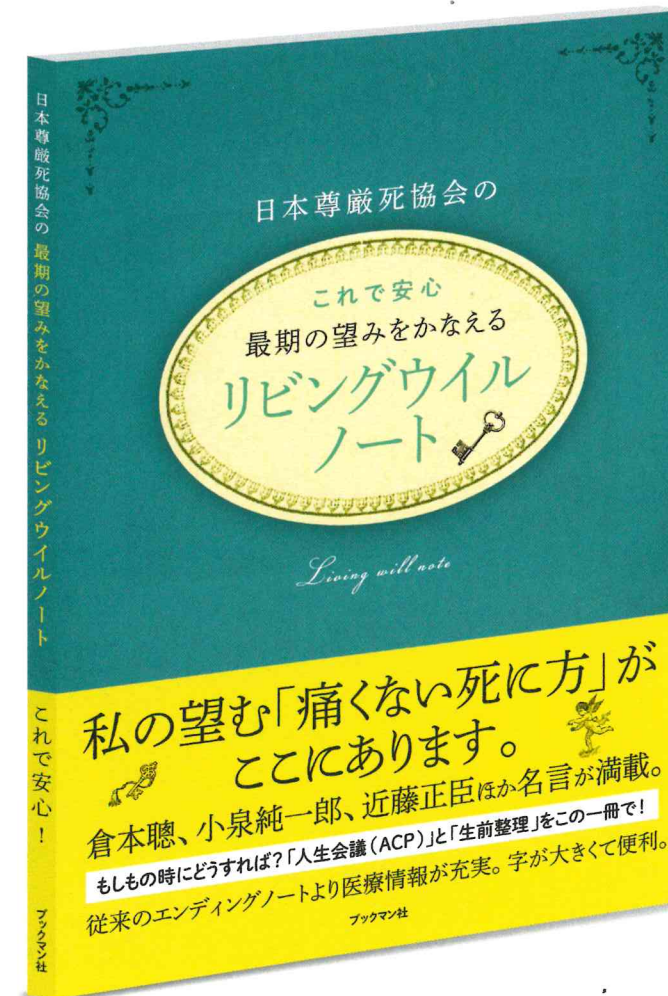
最期の望みをかなえる リビングウイルノート 私の望む「痛くない死に方」がここにあります。

主な内容

- 尊厳死協会の会報「Living Will」のインタビューに登場された、小泉純一郎・元首相や脚本家の倉本聰さん、俳優の近藤正臣さん、秋野暢子さん、仁科亜季子さん、作家の北方謙三さんの名言を再録。
- 延命措置やACP(人生会議)など医療情報の解説や尊厳死協会の役割などのほか、「私の病気の記録」や「もしもの時の確認メモ」(健康保険証や基礎年金の番号など)、「終末期の最期の過ごし方の希望」「食べることができなくなった時の希望」……など、書き込むページや欄もたくさん詰まった**エンディングノートの決定版**。
- 「旅立ったあとで～大切な人へのメッセージ」や「旅立つ前に会っておきたい人」、「葬儀に呼んでほしい人」を書き込むリストの欄も充実

発行:ブックマン社
定価:1100円(税別) A4判104ページ

この「リビングウイルノート」には、
あなたの「リビング・ウイル」を入れるスペースがあります。
是非お手もとにセットで!!
もしもの時にそなえ、こころの「生前整理」を



協会事務局でお求めできます。1100円(税・送料込)。書籍名、お名前、住所、会員の方は会員番号を明記。
代金を現金書留または定額小為替か切手相当額を同封して協会事務局(〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-8 太陽館ビル501)宛に。

篠田節子さん

インタビュー・構成／会報編集・郡司 武
写真／白谷達也



「絶好の死に時」があるのではないか

——今、最大の関心事は新型コロナウイルスですが、その危機を予見したようなバンデミック・ミステリー小説『夏の災厄』を、すでに25年前に書かれていますね。

篠田 書き始めたのは28年前くらいで、3年ほどかけて仕上げました。

——直木賞の前に3回候補になっていますが、その最初の候補作でしたよね。書かれたきっかけは？

篠田 きっかけはすごく簡単で、私、35歳の1990年12月まで八王子市役所に勤めておりまして、最後に配属された部署が保健予防課でした。そこで集団予防接種の仕事に関わっていたんですが、その時にワクチンについてのいろんな議論があるということを知りました。当時は伝染病と呼んでいましたが、感染症の深刻な脅威が忘れられつつあったような時期でした。3種混合ワクチンとかありましたが、むしろ副反応が起きたことによって訴訟になるとか、それらに関心が向いていたように思います。保健所はずっと対結核で活

動してきたわけですが、その結核の脅威も去り、まあ、ある意味、平和とっていい時代だったかもしれないですね。

——そういう保健行政の仕事の中で、何か世の中に警告しなければというような思いがあって書かれたんですか。

篠田 いや、特に世の中に警告しようということではなく、実態を伝えたかったというか……。私たち職員が読まされる本というか手引書がありましてね、その中に「感染症はいつたん起きたら、いかに大変か」というようなことがいろいろ書いてありました。今問題になっているのは新型コロナウイルスですが、新型じゃなくても昔からある感染症でも怖いんだよ、と。油断していると姿を変えて襲ってきて、診断がつかないうちに手遅れになってしまふんだよ、と。それで、「これ、けっこう大変なところかもしれない」と思って、小説にしようと考えたんです。

カミュの『ペスト』のように人間の本质に向き合うというような

ものではなく、その時、社会や文明はどうなるのかというようなことをトータルに書こうと思ったんです。

——なるほど。『夏の災厄』を書かれたご経験から、今、コロナ禍のただ中にいる私たちにおっしゃりたいことは？

篠田 社会や文明がどうなるのか、そういうことを今言っても仕方ないので、とにかく対策ですよ。打つ手はあるはずなんですけどね。打つ手はいろいろしがらみがあり、調整・合意が必要ですから大変だと思います。でもやらなければなりません。例えば今、大きなリスクと小さなリスクがあった場合にどちらのリスクを取るかという決断もなかなか下せないような状態のまま、後手後手に回っている、そのうちに感染が広がっているように思えてなりません。まさに非常時なんですから、いかに迅速に対応するか、それが何よりも大事なことだと思いますね。

——話は変わりますが、96歳になるお母さんは今、精神科病棟の

認知症専門病棟で過ごしているというのを、昨年出された本『介護のうしろから「がん」が来た！』などで書かれています。新型コロナウイルスの件で今、介護環境は変わりましたか。

篠田 今は面会禁止です。2月23日以降、そうなっています。母に会えています。コロナの警戒レベルもだんだん上がってきました。最初は洗濯した物などを届けるに認知症病棟の入口までは行けたんですが、今は病院の外来受付までしか行けないような状況になっています。連絡は、看護師さんやお医者さんから「お母さんは今、こういう状態です」とありますね。

「頼るのは娘一人でしょうから」

——その後、お母さんの状態に変化はないんですか。

篠田 食欲もあり、ちゃんと食べてはいるようですが、腸の働きが悪化から消化吸収がでにくくなっています。96歳ですから、たぶん

私の希望表明書

私は、協会発行の「リビング・ウイル（終末期医療における事前指示書）」で、延命措置を受けたくないという意思をすでに表明しています。それに加えて、人生の最終段階を迎えた時に備え、私の思いや具体的な医療に対する要望をこの文書にしました。自分らしい最期を生きるための「私の希望」です。

記入日 年 月 日 本人署名

希望する項目にチェックを入れました。

1. 最期を過ごしたい場所（一つだけ印をつけてください）

- ☐自宅 ☐病院 ☐介護施設 ☐分からない
☐その他（ ）

2. 私が大切にしたいこと（複数に印をつけても構いません）

- ☐できる限り自立した生活をする ☐大切な人との時間を十分に持つこと
☐弱った姿を他人に見せたくない ☐食事や排泄が自力でできること
☐静かな環境で過ごすこと ☐回復の可能性があればあらゆる措置を受けたい
☐その他（ ）

※以下「3」と「4」は、「ただ単に死期を引き延ばすためだけの延命措置はお断りします」という表現では伝えきれない希望や、「止めてほしい延命措置」の具体的な中身を明確にするためのものです。

3. 自分で食べることができなくなり、医師より回復不能と判断された時の栄養手段で希望すること（複数に印をつけても、迷うときはつけなくてもよいです。）

- ☐経鼻チューブ栄養 ☐中心静脈栄養 ☐胃ろう ☐点滴による水分補給
☐口から入るものを食べる分だけ食べさせてもらう

4. 医師が回復不能と判断した時、私がして欲しくないこと（複数に印をつけても、迷うときはつけなくてもよいです。）

- ☐心肺蘇生 ☐人工呼吸器 ☐気管切開 ☐人工透析 ☐酸素吸入
☐輸血 ☐昇圧剤や強心剤 ☐抗生物質 ☐抗がん剤 ☐点滴

5. その他の希望

【用語の説明】

- 心肺蘇生**：心臓マッサージ、気管挿管（口や鼻から気管に管を入れる）、電気的除細動、人工呼吸器の装着、昇圧剤の投与などの医療行為。
●**人工呼吸器**：自力で十分な呼吸ができない状態の時に、肺に機械ポンプで空気や酸素を送り込む機器。マスク装着のみで行う場合もあるが、重症の際はチューブを口や鼻から入れる気管挿管を行う。1～2週間以上続ける場合は、のどに穴を開ける気管切開（喉仏の下から直接気管に管を入れる）をしてチューブを入れる。
●**胃ろうによる栄養補給**：内視鏡を使い、局所麻酔で胃に管を通す手術を行う。その管を通して栄養を胃に直接注入すること。



「自由業の私たちが言わないでどうする、 という思いはありますね」

拷問のような数ヵ月だったのでは
ないか、と私は今、思いますね。
本来、安らかな最期を迎えるこ
とができたのに、大きな苦痛を味
わいながら7か月も生かされたこ
うなことですよ。
——意識は、はつきりしていた
わけですよ。

篠田 意識はありました。途中で眠っちゃいましたけど。これまで最期についてはいろいろ報道もされていましたが、父の最期という「実態」に改めて接してみて、「これは人間の最期ではないなあ」という感じは強く持ちました。

——そういう大変なご経験をされた篠田さんですが、お母さんの介護中の2018年に、ご自身の「がん」が見つかりました。

篠田 ステージ1か2の初期の乳がんでした。その頃、日本尊厳死協会の会員に登録させていただきました。「とりあえず、というか、そろそろ入っておこうか」というような気持ちでしたかね。さらに、地元で自分と夫の樹木葬墓地も買いました。

——ということ、死ぬまでの最期と、死んでからのことについては手を打ち終えました。

——さすが作家の身の処し方ですね。でも65歳ですから、少し早いのでは？

篠田 初期のがんでも「がん」ということですからね。まあ、準備というか……。

「自然な生死のサイクル が歪められ……」

——では最後になりますが、篠田さんは、先ほど触れた「介護のうしろから「がん」が来た！」の中で、「人も他の生き物と同様、生きて、寿命が尽きて死に、次世代に取って代わられる存在だ。その当たり前のことが忘れられ、自然な生死のサイクルが歪められてる」とか「（医療）コストを極大化させているものは、結局のところ、命に終わりがあること、という現実を否定する現代日本人の思考とそれに沿って行われる終末医療や終末ケアのあり方にあるのではないか」と書かれています。思い切った書き方かとも思ったりしますが……。

篠田 いやあ、あまりに当たり前

のことではないかと思えますけど（笑い）。まあ、政治家とか役人とか医療関係者がいえば問題になるかもしれませんが、小説家とか自由業ですからね、私たちは。その私たちが言わないでどうする、という思いはありますよね。そういう役割を担っているというか、言うべきことを言う一種の義務のよくなものがあるのではないかと思っています。

——なるほど。今日はいろいろ貴重なお話を、大変なコロナ禍なかで、ありがとうございました。

インタビューを終えて

マスクをし、2メートル以上離れたハス向かいでのインタビューとなりました。女性のライフスタイル、ミステリー、ホラーなど様々なジャンルを手掛ける篠田さん。最期のあり方について「自由業の私たちが言わないでどうするの」と話す語り口は柔らかでしたが、そこには凜とした作家の佇まいがありました。

公益法人の認定を受けて

——終末期に至る自己決定を「幸福追求権」ととらえ

公益財団法人日本尊厳死協会 理事長 岩尾 總一郎

このたび内閣府公益認定等委員会より公益財団法人への移行が認定され、認定書を受理いたしましたので、会員のみなさまに改めてお知らせいたします。

平成24（2012）年に理事長に就任した際、「リビング・ウィルの普及啓発のためには、法制化と協会の公益法人化が必須である」と考え、今日まで職務に邁進してまいりました。

「尊厳死の法制化」については、協会は平成16（2004）年から、国会議員による尊厳死法制化議員連盟の立ち上げや、その運営等をサポートしてまいりましたが、いまだ実現しておりません。そのような事情から、国は法律よりもむしろ「人生会

議（ACP）」を推進するとして、人生の最終段階での医療について、本人、家族、医療者・ケア提供者の話し合いによる意思決定を支援しようとしています。

公益認定等委員会から 納得のいく判断

協会の公益法人化については、平成27（2015）年に2回目の公益法人認定申請をしたものの、「協会のリビング・ウィルの登録管理事業を公益目的事業として認めると、医師を治療中止へ誘引する等の悪影響（法的な不利益）を与える可能性がある」との理由で、内閣総理大臣から不認定処分がなされました。協会はこの不服として、訴訟の場で3

年にわたり争ってまいりましたが、第1審、2審とも協会が勝訴し、国が上告を断念したことで、令和元（2019）年11月13日に判決が確定しました。

これを受けて公益法人認定等委員会事務局との協議を重ね、認定までの3年間に変更された役員や予算決算に関する報告書の差し替え等を行い、今回、公益認定等委員会から納得のいく判断をいただきました。

新法人としてスタートする日本尊厳死協会は、終末期に至るまでの医療に関する自己決定を、憲法に保障された「幸福追求権」ととらえており、今後とも、リビング・ウィルの普及啓発に努力してまいります。

（令和2年4月1日）

公益法人までの10年の道のり

——2回の公益認定申請と一審、控訴審を経て 友納理緒（尊厳死協会理事、土肥法律事務所・弁護士）

「公益法人までの経緯」

日本尊厳死協会が最初に公益認定申請を行ってから実際に公益認定がなされるまでには、約10年という長い年月がかかりました。この間の経緯について簡単にご説明いたします。

2度の公益認定申請

1回目の公益認定申請

当協会が、リビング・ウィルのさらなる普及啓発を目指して、国に対し、はじめての公益認定申請を行ったのは、団体が一般社団法

人となった平成22年4月1日のことでした。1回目の申請では、当協会の事業を①尊厳死思想の普及啓発事業、②法制化推進事業、尊厳死の宣言書（リビング・ウィル）の登録管理事業の2つであると整理して申請しました。

しかし、この申請については、平成26（2014）年6月5日に不認定処分となりました。その主な理由は次のとおりです。

- 公益認定審査は現行法体系を前提に行なう。
- 尊厳死の法制化がなされていない状況で、登録管理事業を行うと医師に法的な不利益を与える。

● 法制化推進事業に公益性を認めると、本来国会でなされるべき立法政策の適否の判断を先立って示すことになり、適切でない。

この不認定の理由については、様々な専門家から異論の声があがりました。

2回目の公益認定申請

そこで、平成27（2015）年4月1日に一般財団法人に組織を変えた当協会は、同年12月22日、再度、公益認定申請を行いました。2回目の申請では、当協会の事業である①リビング・ウィルの普及啓発事業、②リビング・ウィルの登録管理事業、③リビング・ウイ

ルの調査研究及び提言事業の3つの事業を1つの事業として申請しました。

しかしながら、この申請も、平成28（2016）年12月9日に不認定処分となりました。主な理由は、次のとおりです。

- 協会の登録管理事業を公益目的事業と認めると、「延命治療の中止等の判断に係る様々な要素の一部についてののみ国が積極的評価を与えた」と医師が認識してしまう
- ①により、終末期医療において医師を誤った判断に誘引する等の悪影響を与える
- 現状の医師の置かれた状況から

すると、リビング・ウィルに従った医師が法的責任を問われかねず、医師が法律上不安定な立場におかれる可能性がある

要するに、当協会の登録管理事業を公益目的事業と認めると、医師に法的な不利益を与える可能性があるということです。この理由は、当協会としては到底受け入れられるものではありませんでした。

不認定処分の取消を求める裁判

裁判の提起

2回目の不認定処分を受け、当協会内での慎重な議論の結果、国の示した不認定理由には重大な誤りがあるという結論に至り、平成29（2017）年6月8日、東京地方裁判所に不認定処分の取消を求めて訴訟を提起しました。

リビング・ウィルは、個人の意思の尊重という観点から重要であることはもちろん、終末期医療において医療者が患者の意思を把握

する方法として重要な手がかりとなるもの（すなわち、医療者のためにもなるもの）です。この点を誤った国の見解をそのままにすることはできませんでした。

第一審

（東京地方裁判所

平成31年1月18日判決）

平成31（2019）年1月18日、東京地方裁判所は、当協会を「公益認定しない」という国の処分を取り消す判決を下しました。不認定処分を違法とする当協会の主張が全面的に認められたのです。

裁判の中で、国は何らの根拠を示すことなく、前述の不認定理由を繰り返しましたが、裁判所は、法やガイドラインに沿って当協会の事業目的や手段を詳細に検討したうえで、「当協会の事業は公益目的事業として認められ、それを認めることで医師等に不利益を与えることもない」と結論づけました（詳細は、会報173号23ページをご覧ください）。このように国の処分が取り消されることは

とてもめずらしく、この結果は、新聞やインターネットのニュースなどでも取り上げられました。

この判決を不服とし、国は控訴しました。

控訴審

（東京高等裁判所

令和元年10月30日判決）

令和元（2019）年10月30日、東京高等裁判所は、不認定処分を取り消した第一審の判断を維持する判決を下しました。一審同様、当協会の事業には公益性があり、それを認めることで医師等に対して国が主張するような悪影響を与えることはないと認めています。控訴審は、その理由の中で、「リビング・ウィルの意義」について、第一審より踏み込んだ判断をしています。

裁判所が認めた「リビング・ウィルの意義」

東京高等裁判所は、「リビング

・ウィルは、患者の意思を推定するため、ひいては患者の推定的意思に基づく延命措置の中止等起因する種々の法的リスクから医師等を守るための手段として積極的な役割を果たし得るものである」ことを認めています。そのうえで、「当協会のリビング・ウィルの存在により、医師が遺族等から無用な責任追及を受けることを免れる可能性があり、結果として、終末期医療の治療方針の決定場面における患者の自己決定権が保護されるものと考えられる。」と示しました。

まさに、当協会は、個人の意思の尊重、すなわち終末期においてどのような医療を選択するかについて個人の意思が尊重される社会を目指し、リビング・ウィルの理解と普及を図ることを目的としていますので、その活動の意義が認められたということでしょう。

一歩進んで…

本判決の社会的意義

今回の裁判では、「公益」とは

何かということが大きく問題となりました。これまで、国はその裁量を広くとらえ、独自の判断基準で公益性の判断を行っているかのようにみられることもありましたが（まさに当協会への不認定処分がそれにあたります）。しかし、今回の裁判で、法やガイドラインに照らし、その裁量権がより狭いものであることが明らかになったのです。

これは、今後の国の公益性の判断に一石を投じるものであり、本判決は、当協会にとつての重要な意義を超えて、社会全体にとつても重要な意義を有するものとなりました。

公益法人になって、何がどう変わるのか

【わかりやすいポイント解説】

① 当協会が公益法人を目指す理由

当協会が、公益法人化の検討を

始めたころ、日本では、まだまだリビング・ウィルが広まっておらず、医療現場では、家族や医療従事者ともに、終末期医療や看取りに関して未解決の問題が生じていました。

このような中で、当協会が行う活動は、「終末期医療における個人の意思の尊重」という重要な問題の解決に資する公益性の高い活動であり、その活動をより進めるためには、当協会の存在やその活動の内容を国民や医療に携わる人たちに広く知っていただく必要があると考え、公益法人を目指しました。

現在、国は、「人生会議」（ACP：アドバンス・ケア・プランニングの愛称）という名称で、もしものときのために、自身が望む医療やケアについて前もって考え、家族などや医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組みを普及・啓発しています。しかしながら、依然として、終末期医療における看取りに関してなど様々な問題は残っており、当協会が公益

法人となることには大きな意義があります。

② これまでとここが変わります！

● 国が当協会の公益性を保証します

公益法人に認定されるということは、国が、当協会の事業を、公益性を有する活動である（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること）と認めたことになりました。

したがって、国民が当協会を知ったときに、より容易に公益に適合する事業をしている団体だと認識することができるようになりますので、その事業に関心を持ったり、賛同したりしやすくなるのではないのでしょうか。その結果、リビング・ウィルの普及啓発が進み、終末期における患者の意思の尊重が広く実現することにつながるようになります。

● 当協会への寄付に対し税制上の優遇が認められます

当協会の公益事業を安定的に続けていくためには、寄付による支援が必要です。公益法人に認定されると、公益法人への寄付に対する税制上の優遇措置がありますので、より寄付を広く募りやすくなります。

③ これからも会員の皆さんとともに

当協会の公益法人化は、会員の皆さまの事業へのご理解とお力添えがあつてこそ達成できたものです。

今後、さらに進む超高齢化社会において、当協会の果たすべき役割は非常に大きく、より積極的な活動を行うことが期待されています。

令和2（2020）年4月1日、公益財団法人日本尊厳死協会として新たなスタートをきった当協会は、これからも会員の皆さんとともに、終末期において個人の意思が尊重される社会を目指し歩んでいきたいと考えています。

LWのひろば

PR不足が何とも残念!!

佐藤兼四郎 82歳 静岡県

13年前に妻と一緒に尊厳死協会に入会しました。当時妻は、現代の医学では治らないとされている難病（脊髄小脳変性症。その後多系統萎縮症と病名が変更）にかかっておりました。

入会後、静岡県東部（伊豆も含む）の沼津や熱海での集いに2、3回参加しましたが、妻は5年ほど前、他

界いたしました。

終末期は、静岡順天堂病院脳神経内科の医師がリビングウィルの会員カードを見て、それをメモされ、こちらの「せめて70歳まで」との望みを受け入れて下さり、胃ろうで3年ほど生かされていたが、見送ることができました。

私は尊厳死協会の活動や考えに共感しておりますが、これまでの貴協会の活動を見ておりまして、一言申し述べさせていただきます。一つは集いの少なさです。全国での活

動ですから仕方ないかとは思いますが、私たちの地方の集いは3、4年に1回ほど。まるで「陰でひっそり」とした「陰的」な活動に思えてなりません。

とにかくPRが少ないし、地方での集いならその地元紙などに集いの告知をするようなことがあってもいいと思うのですが、見たことがありません。3か月に1度の会報だけでは、何年たっても、大きな影響力のある団体にはなれないように感じます。

貴協会の長年の歩みは地味かもしれませんが、人間の尊厳にとって立派なものだと思います。もっとアピールをし、協会の存在を大きくPRしてほしいと切に願います。多くの人に知っていただくことが全てです。

柳田邦男氏の講演に共感

西尾利夫 73歳 大阪府

前号の会報の巻頭にある柳田邦男氏の講演「人生の最終章は自分で書く」を読み、「書くことで心が整理される」など、心から共感いたしました。

夫の「変化」に安堵

栗原瞭子 76歳 北海道

三十数年前、尊厳をもつて死を

声と、喜寿の祝いとして最期に対する表明になる、という心の葛藤がありました。そして、終末期における幕の引き方を「終の栖へのパスポート」と題して、DVD作品にまとめました。

爾来、私は卒寿を超えるまで長生きすることができました。妻も93歳になりました。そして今、死期が近いと診断された場合には「いたずらに死期を引き延ばすための延命措置はせずに静かにあの世へ」と願い、常日頃、夫婦でそう話し合っています。

終の栖へのパスポート

古川 哲 95歳 岡山県

もう20年ほど前になりますが、東京のホテルで区隊会が開催されました。「区隊会」とは旧陸士二中隊七区隊生による懇親会のこと。岡山県に住んでいる私は、この会に参加し、解散後に日本尊厳死協会を訪ね、「夫婦入会」の手続きをして岡山に帰りました。

翌年に喜寿を控え、当時日本人男性の平均寿命は77歳とされていたから、人生終末期のデザインをどうするか、を考えての入会でしたが、縁起でもない反対する内心の



清々しく...

東京・立川の昭和記念公園のサギ草(8月)

撮影/谷島輝雄(東京都)

迎えた伯母の最期に感動し、私も即、伯母が入っていた尊厳死協会に入会いたしました。

それからは、夫にも「ぜひ入会を」と勧めてきましたが、まったく聞く耳を持たず、「己の死という事態に触れたくないのか……」となかば諦めてきました。ところが、すでに80歳を超え、周りの人たちの葬儀も続

編集部より

● 投稿の募集 テーマは「私の入会動機」「一人暮らしの日々」など何でも構いません。600字以内で。掲載(写真含む)の方には図書カードを差し上げます。手紙またはファクス(03-3818-6562)、メール(info@songenshi-kyokai.or.jp)で。

● 写真の募集 10月号に相応しい写真を。数年前の撮影も可。データをメール送信(アドレスは同上)、またはプリントを郵送してください。いずれも、協会本部会報編集部宛に、「ひろば投稿」と明記のこと。締め切りは8月15日です。

※ホームページにも掲載させていただきますので、ご了承ください。

季節を感じさせる1枚の写真と
懐かしい唱歌でつづるページです

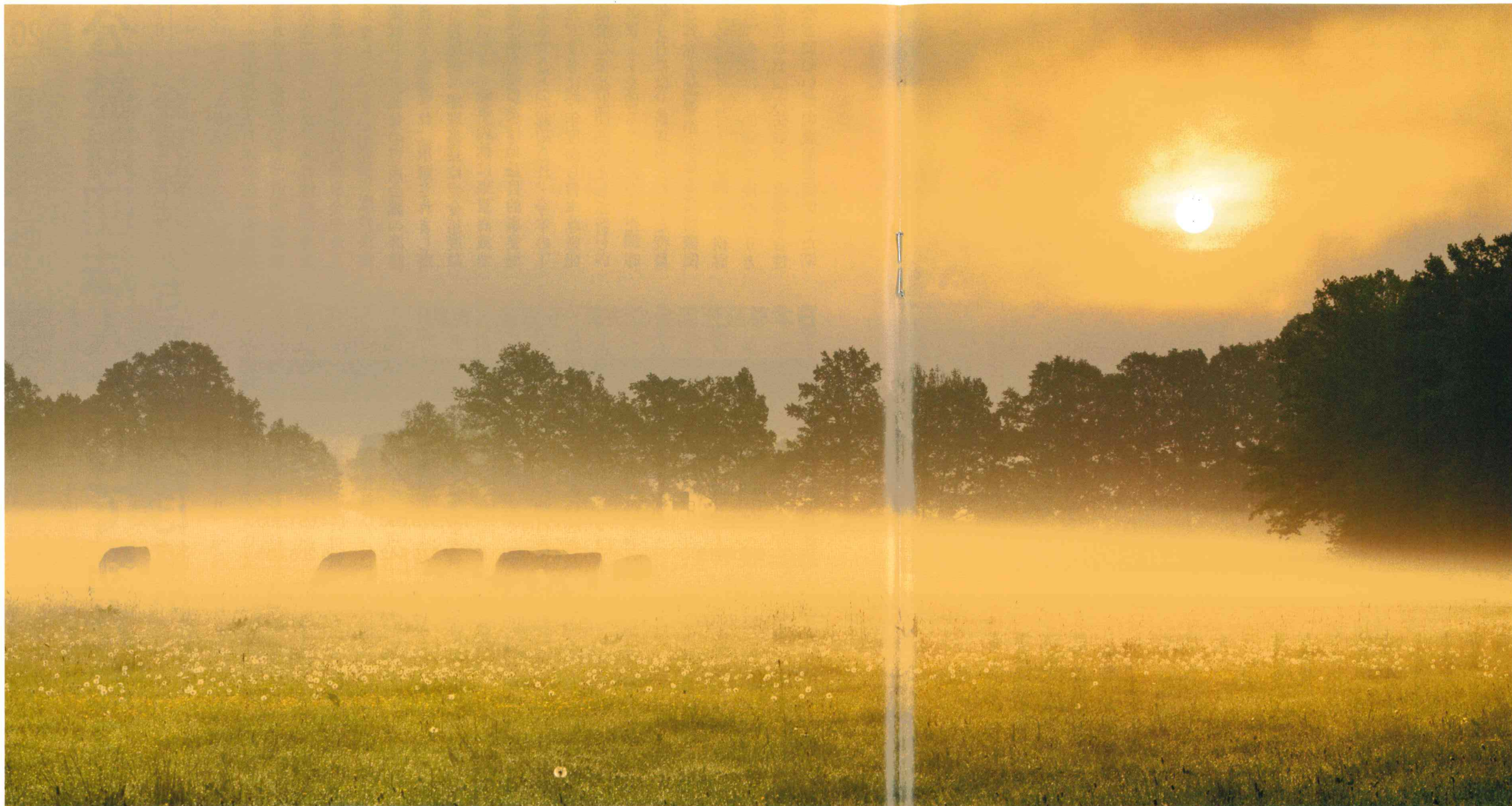
四季の歌

——その風景と背景

第十三回

牧場の朝

●文部省唱歌



ただ一面に立ちこめた
牧場の朝の霧の海。

ポプラ並木のうつすり
と黒い底から、勇ましく
鐘が鳴る鳴る、かんかんと。

もう起出した小舎小舎の
あたりに高い人の声。
霧に包まれ、あちこちに、
動く羊の幾群の
鈴が鳴る鳴る、りんりんと。

今さし昇る日の影に
夢からさめた森や山。
あかい光に染められた
遠い野末に、牧童の
笛が鳴る鳴る、ぴいぴいと。

（『新訂尋常小学唱歌（四）』昭7・12）より

文部省唱歌だが、作詞は杉村楚人冠（1872～1945）、作曲は船橋栄吉（1889～1932）。杉村は朝日新聞記者で「アサヒグラフ」や「調査部」を創設したジャーナリスト。船橋は東京音楽学校（現・東京芸大）の音楽科、ピアノ科を出て、母校で音楽科の主任教授を務めた。バリトン歌手でもあり、作曲家としても活躍した。

「かんかん」と鐘が鳴るこの牧場だが、モデルは福島県鏡石町にある日本最初の国営牧場「岩瀬牧場」とされている。明治9（1876）年、若き明治天皇が第1回東北巡行を行った際、未開の地が広がっていたこの福島県中南部の「開墾」について述べ、それを機に開拓が始まったと記録される。鐘は、オランダの酪農家からホルスタイン種牛13頭を輸入してスタートした岩瀬牧場に、オランダから贈られた「友好の鐘」。牧場に時を告げていた。

20年度事業計画・予算決まる

公益財団法人として新たなスタート 会員数減少も赤字が大幅に縮小

一般財団法人日本尊厳死協会の2020年度の事業計画および収支予算などが、3月27日に書面会議にて開催された理事会で決まりました。2019年度の決算案は、6月8日の書面会議の評議員会で審議され、承認されました。岩尾総一郎理事長は、今年度について、「昨年の秋に東京高裁で『当協会の事業は公益目的事業である』ことが認められ、今年の4月、まさに今年度から日本尊厳死協会は公益財団法人として新しいスタートを切ることになった。昨年9月には、新理事となった役員と外部有識者からなる諮問機関『リビング・ウィルに関する検討会』を設け、協会の今後のあり方やACP（人生会議）との整合性などについての議論を開始した。

日本尊厳死協会の決算・予算書（要約）

単位：円 △はマイナス

科目	2019年度予算	2019年度決算	2020年度予算
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	148,291,000	147,570,000	144,651,000
受取寄付金	4,414,000	7,215,842	5,205,000
雑収益	2,149,000	3,735,407	1,911,000
その他収益	48,000	47,479	51,000
経常収益計	154,902,000	158,568,728	151,818,000
(2) 経常費用			
事業費	142,177,240	132,090,910	139,931,270
管理費	28,863,000	26,609,513	31,357,000
経常費用計	171,040,240	158,700,423	171,288,270
当期経常増減額	△ 16,138,240	△ 131,695	△ 19,470,270
2. 経常外増減の部			
当期一般正味財産増減額	△ 16,138,240	△ 131,695	△ 19,470,270
一般正味財産期首残高	613,980,920	613,980,920	613,849,225
一般正味財産期末残高	597,842,680	613,849,225	594,378,955
II 指定正味財産増減の部			
①特定資産運用益	1,000	26	1,000
②一般正味財産への振替額	△ 724,000	△ 723,600	0
当期指定正味財産増減額	△ 723,000	△ 723,574	1,000
指定正味財産期首残高	3,569,690	3,569,690	2,846,116
指定正味財産期末残高	2,846,690	2,846,116	2,847,116
III 正味財産期末残高	600,689,370	616,695,341	597,226,071

今年度は、議論をさらに加速・深化させたい」としています。

会員数の現況

2019年度末の会員数は10万6208人（前年度は10万9155人）で、1年間に2947人の減少。昨年は約10000人、その前年が約22000人の減少でしたから、緩やかに推移していた会員減少傾向に、やや悪化の兆しが見られたといえます。新入会者数は5274人で前年より約1000人の減少。退会者（死亡、会費3年未納除籍など）が8221人（前年度は7248人）で約10000人の増加でした。新入会者で最も多かったのは70歳代（約39%）で、ここ10年以上、変わっていません。ちなみに5年ごとの新入会者の平均年齢は1976年～80年が約57歳でしたが、2016年～2019年には約72歳になっています。

19年度の事業報告

①LWの普及啓発事業、②登録

管理事業、③調査研究及び提言事業、が事業の3つの柱です。①では、超高齢社会に向け、人生の最終段階をどう過ごすのか、本人の希望を周囲が正しく受け入れられるよう、ACP（人生会議）と相まってリビングウィルの必要性を説く活動を行いました。しかしながら新型コロナウイルスの感染拡大に伴う2月と3月の活動自粛等により、年間の講演会、セミナー及び出前講座数は大きく減少しました。受容協力医師の年度末登録数は1988人で前年度から61人増えましたが、事業計画の2281人には届きませんでした。②の登録管理事業は「会員数の現況」を参照。③では、本部と支部で、日本リビングウィル研究会が開催され、1251人の参加（前年度は1040人）がありました。

20年度事業計画

①のLWの普及啓発事業としては、国が推進するACPの中核となる「リビング・ウィル」と、多様さを増す最期のあり方に応えたリビング・ウィルを補完する「私の希望表明書」の必要性を説く活動を強化します。講演会等の開催情報は地方新聞、地方テレビ等のメディアにお願いするとともに、支部ではフェイスブックを活用した情報発信も稼働させます。さらに大学医学部、看護学校及び医療専門学校等に対して講義用の教材等の提供、高齢者施設や葬祭業者等へ協会書籍や協会DVDの寄贈を継続して行っていく予定です。受容協力医師については、新規に405人増の2393人を目指し、講演会やセミナーへの講師や参加を要請します。出版についても活動を強化します。19年度に刊行したブックマン社による「リビングウィルノート」の販売を継続し、ノートの記載の仕方をレクチャーする講座も開催します。また、出前講座講師の人材育成として、リビング・ウィルを健全に啓発できるようなマンツーマン教育体制で育成も行っていく予定です。②の登録管理事業としては、新入会者数を月平均約550人とし年間約6600人増を目指します。さ

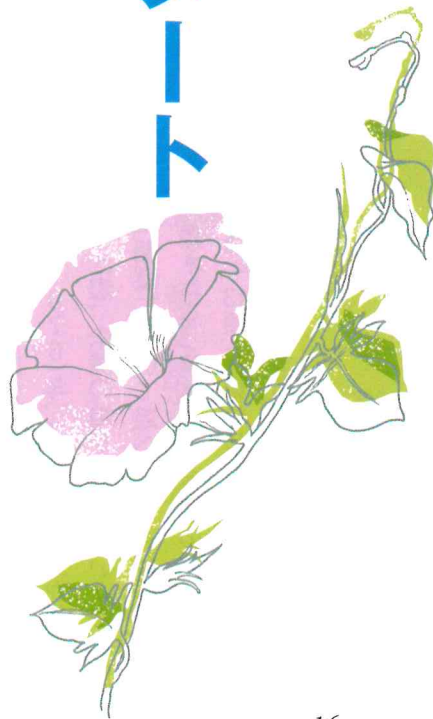
らにWEB入会システム、WEBマガジン、会員管理システムの開発も推進していきます。③の調査研究及び提言事業としては、「日本リビングウィル研究会」や「リビング・ウィルに関する検討会」を引き続き開催します。

20年度予算

会費収入は1億4465万円と前年度予算の約360万円減となりました。会員数の微減によるものです。会費を含めた経常収益は1億5180万円を見込み、経常費用1億7130万円を計上しました。1950万円の赤字予算編成ですが、これはリビング・ウィルの普及啓発活動のエリア拡大や回数増によるものです。

19年度決算

約1600万円の赤字予算でスタートしましたが、高額寄付があったことや新型コロナウイルスの感染防止に向けた活動自粛により事業費が減少したことなどから、13万円の赤字に収まりました。



新生活様式での
「出前講座」のご提案

新型コロナウイルスにより、社会情勢や意識が大きく変化しています。その一つがオンラインの活用であり、オンライン診療やリモート、テレワークなど。例えば中国地方に住んでいながら、北海道や東京の医師にスマホやタブレット越しに診察や診療を受けることが当たり前である社会が、すぐそこまで来ているような気がしています。

そこで中国地方支部でも、これからの社会に向けてリアルな出前講座以外にも、オンラインによる出前講座を模索したいと考えています。SkypeやGoogle Meet、Zoom、WebexなどのWEB会議システムを利用し、出前講座を実施することができれば、会員の皆様との距離を縮め、利便性も高まるのではないかと期待しています。

実現までには、通信環境として5Gの普及や、オンライン会議システムの整備、利用習慣など様々な課題が存在するとは思いますが、不安定要素を抱えつつも、まずは2～3人程度でのオンライン会議を利用する出前講座の実施に向けた取り組みを試みようと思っています。

当面は、通信負荷が軽くセキュリティと安定性が良いと思われる、Webexに限定したWEB会議システムを考えています。オンラインによる出前講座の開催を希望される方は、中国地方支部まで、お問い合わせください。

中国地方支部 活動報告

案内やお知らせは支部HPで

5月と6月に鳥根、鳥取、山口の3県で予定してありました「終活LWサロン」は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言をうけて開催を中止いたしました。開催を案内する前号の会報が皆様に届く4月上旬と、感染が中国地方で多く確認されたのが同時期となり、参加を希望されました会員の方々には、混乱をおかけすることとなりお詫び申し上げます。

5月14日に中国地方では緊急事態宣言が解除されましたが、県境を越える移動の自粛などは引き続き求められている状況です。また、第2波、3波の到来も想定すれば、100人規模のイベントを企画実施することは、様々な面でリスクが大きく、10月頃の実施を予定していました「公開講演会」は本年度中の開催は見合わせることといたしました。今年度は小規模なイベントである「終活LWサロン」についてののみ、今後の状況の推移を見ながら、企画実施することになります。年4回発行の会報では、十分なお知らせやご案内ができませんので、刷新されました協会ホームページの中国地方支部、イベント・講演案内 (<https://songenshi-kyokai.or.jp/chugoku/archives/category/event>) 等でご確認をお願いいたします。鳥取、鳥根、山口の3県での「終活LWサロン」は9月～10月にかけての開催を目指しています。

【会員のみなさまへ】

新型コロナウイルス感染予防の観点から、7月11日(土)に開催予定だった「第5回 関西リビング・ウィル研究会」は中止いたします。また、毎月第2、第4火曜日の午後1時～4時に関西支部で行っている「リビング・ウィルサロン」も、しばらくは開催を見

合わせることにいたしました。再開については関西支部のHPでご案内します。

なお、11月1日(日)には、奈良県大和高田市で薬師寺の大谷徹英執事長をお招きしての市民公開講演会を企画しています。講演会の詳細については次号でお知らせします。

勉強会への積極的な参加を

新型コロナウイルスへの対策で「新たな日常」が模索されています。会員の皆様も多く工夫をされていると思います。四国支部でも各県におきまして講演会やセミナーを企画していますが、状況を見ながら期日を設定し、お知らせいたします。現在、支部研究会(徳島県担当)は2020年9月27日(日)に、徳島市でウェブ配信を併用しての講演を予定しておりますので、よろしくご参加のほど、お願いいたします。

ヒトの寿命は昔から50年といわれ、50歳を超えると病気が起こるようになり、人生の後半は人間に特有の世界となっています。年齢とともに病気が増えることは当然ですが、病気をしても元気に暮らし、次世代への手本を示すことが私たちの役割ですので、子育てを終了後の生き方には、工夫と方針が必要です。人生会議(ACP)が提案され、医療・介護の現場では医療の方針に対して皆で考える取り組みが進んでいます。四国支部では元気な時から生き方と逝き方の方針と工夫をともに学び、充実した生活を送ることを目標として活動しています。勉強会への積極的なご参加をお待ちしております。(支部長 野元正弘)

オンラインでの講演視聴も検討

香川県支部では、今年度は講演会とエンディングノート作成のための講習会を予定しておりますが、コロナウイルス感染の拡大と、それにともなう活動自粛のため、具体的な日程が決定できない状況です。開催日時が決まり次第、会員の皆様には会報誌やHP、郵便などでご連絡いたします。また、実際の会場に参加いただくだけでなく、オンラインでの講演視聴についても検討しております。

県の役員ですが、昨年度末に町川壽一氏が四国支部理事を退任し、さらに前田香代子氏から高橋朱美氏に交代しました。今後もリビングウィル作成も含め、ACP(アドバンスケアプランニング、人生会議)の重要性は高くなるとわれ、一般の方に対する普及、啓蒙活動が重要になってきます。引き続きよろしくお願ひいたします。(香川県代表 西口 潤)

九州支部 活動報告

九州支部長に就任して思うこと

この度、2019年12月1日付けで九州支部長を拝命しました。

私は、1988年に東京医科大学を卒業後、長崎大学第1内科に入局し、国立がんセンター等を経て1995年に長崎市にて開業いたしました。当初より在宅医療に関わり、2003年からは医師同士の連携を作るべく長崎在宅Dr.ネットを組織し、地域医療連携の構築に尽力してきました。在宅での看取りを経験するなかで、終末期の意思決定において、本人とご家族の思いのズレを経験することもありました。

2012年からは特別養護老人ホームを運営するようになり、意思決定が困難になった高齢者の

看取りを日常的に経験するようになり、家族を含め、元気な段階から人生の最終段階について予め話し合うことがいかに大切か、ということに気づかされました。

九州支部は、各県に県支部があり、それぞれが独自に活動を行っているという特徴があります。私は2016年から、ながさき(長崎県支部)会長を拝命し活動してきました。2017年度から、「リビング・ウィル ファシリテーター養成研修会」が佐賀、長崎支部の有志により開催されてきましたが、今後は、これがさらに発展的に開催できることを期待しております。そして、前支部長・原信之先生のご功績を発展させて、実り多い活動を広げていきたいと思っています。どうか、今後ともよろしくお願い申し上げます。

(支部長 白髭 豊)

独自色のある支部活動を模索

愛媛県支部の活動は、本年度は新型コロナウイルス問題によって大幅に制限されるものと思われます。出前講座(年3回)、一般講演会(8月と来年3月)、松山市での公共イベント(10月)を計画していますが、開催に関しては今後、会報やHPなどでご案内させていただきます。愛媛県支部は、独自色のあるLiving Will支部活動を模索していきたいと考えています。

愛媛県支部の新役員を下記に記載します。今後ともよろしくお願い申し上げます。

愛媛県支部代表・薬師神芳洋(松山市、医師)

副代表・木村尚人(松山市、医師)

副代表・吉村紀行(松山市、弁護士)

副代表・河野京子(松山市、介護会社経営)

(愛媛県代表 薬師神芳洋)

四国リビングウィル研究会
in徳島(WEB開催)

日程◎ 9月27日(日) 午後2時～4時

会場◎ 四国大学交流プラザ(徳島駅西)

講師◎ 長尾和宏

(日本尊厳死協会副理事長、医師)

※今年は徳島の当番です。新型コロナウイルスによって通常の開催ができないことを想定して、インターネット参加を主とした講演会を企画しております。インターネットが苦手な会員・非会員の方には、「3密」を避けるように人数制限した会場への参加も受け付ける予定です。詳細は、決まり次第、当協会ホームページなどでお知らせします。「とくしま会員懇談会」(年2回開催)は、8月下旬に第1回を開催します。9月の予行演習を兼ねて。可能な方はWEBで参加してください。(徳島県代表 寺嶋吉保)

電話やメールでの相談・回答についての具体的なケースを誌面で紹介していくページです
基本的には相談員(看護師)がお答えしますが、顧問医のお力をお借りすることもあります。

電話・メール医療相談から

4

倒れた夫の気管切開を勧められています……

Q 85歳の一つ年上の夫は、2週間前に脳内出血で倒れ、手術しましたが、意識が回復せず人工呼吸器を付けたままの状態になりました。気管切開を勧められています。本人のLW(リビングウイル)を尊重して保留にしています。主治医からは「2週間以上は待てない」と言われています。明日までに決めないといけないのですが、迷っています。気管切開はどうしても必要なものなのでしょうか。

A 手術後の挿管チューブ(人口呼吸器)は、一般的に長くても10日、最長でも2週間ほどで抜きます。なぜなら、挿管チューブは少しの体動でも気管を傷つけてしまい、粘膜の壊死(えし)を起こしたりもするので、「最長でも2週間」なのです。その後も継続的に人工呼吸器を付けるのであれば、口からのチューブ挿管ではなく、気管切開をします。気管切開は、痰や分泌物が溜まることで原因で起こる肺炎や窒息の危険性を避けるために、どうしても必要な処置です。

Q 夫には、これ以上痛く辛い思いをさせたくありません。

A 喉に穴をあけるので、「痛いのではないかな、辛いのではないかな」と思われることでしょうが、呼吸が楽になり、痰の吸引も容易になりますので、苦痛はむしろ緩和されます。

Q 気管切開は閉じることはできますか。

A 状態が回復して、人工呼吸器管理がなくなつたような場合には閉じることができます。気管切開口は、そのままにしておけば自然に塞がりますし、小手術で閉じることができます。

Q 夫のLWを尊重してあげたいので、私の気持ちの整理がつかず迷っています。

A LWはあくまで終末期の患者さんに当てはまることです。手術から2週間ですので、今は病状の経過観察が大切な時期と考えられます。気管切開については早目の判断が望ましいとは思いますが、主治医は、ご家族の気持ちを尊重し待っていてくれるとも感じられます。気持ちの整理がつかないことを主治医に率直に伝えて、相談してみてください。

医療相談
(通話無料)

0120-979-672

月・水・金曜日
午後1時～5時
(変更あり)

協会本部で、お電話お待ちしております。ご遠慮なく、どうぞ!

病気や気になる症状、特に終末期にかかわる不安や悩みについて、相談員(看護師)が丁寧にお聴きし、皆さま自身が主体的に考えて解決できるように支援しています。

医療相談は、協会が最も重視している会員向けの無料サービスですが、一般の方でもご利用いただけます。会員・未会員は確認させていただきます。お電話をお待ちしています。

協会宛メール(info@songenshi-kyokai.or.jp)でも受けつけております。

会報のメール配信登録のご案内

会報「リビング・ウイル」を メールマガジンとしてお送りしています

入会ご希望の方にお送りしております「入会のご案内」の中に、「リビング・ウイル—Living Will—」があります。その記入欄に、「氏名」「住所」とともに、2017年7月改訂版からメールアドレスをお書きいただく欄を設けています。

お書きいただく方はまだ少なく、入会者の5割ほどにとどまっていますが、それでもメールアドレスの登録は7600件を超えました。その際に予告しておりました「会報のメールマガジン配信」を、2018年の会報7月号(6月25日配信)から開始いたしました。現会員の方で希望される方は、日本尊厳死協会のHP(ホームページ)からアクセスして、メールアドレスの登録をお願いします。ご登録次第、配信を開始いたします。

発行の目的

会員が必要とする情報を逐次配信する連絡ツールとしても活用します

登録のメリット

協会から送られる情報を共有し、会報をいち早く読むことができます

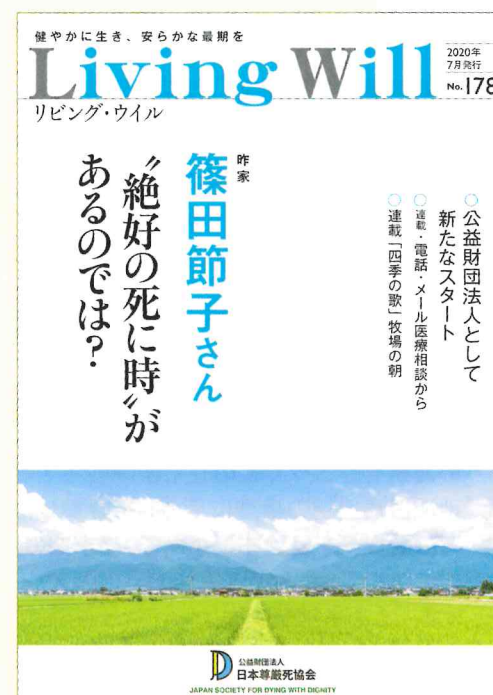
発行日と頻度

会報は1月、4月、7月、10月の各1日発行の年4回ですが、メールマガジンは前月の25日に配信します

料金

無料

会報をいち早く
読むことができます



●本部

〒113-0033
東京都文京区本郷2-27-8
太陽館ビル501
TEL 03-3818-6563
FAX 03-3818-6562
メール
info@songenshi-kyokai.or.jp
ホームページ
https://www.songenshi-kyokai.or.jp/
郵便振替口座
東京00130-6-16468

●北海道支部

〒060-0807
札幌市北区北7条西2丁目6
37山京ビル801
TEL 011-736-0290
FAX 011-299-3186

●東北支部

〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-12-39
旭開発第2ビル703号室
TEL 022-217-0081
FAX 022-217-0082

●関東甲信越支部

〒113-0033
東京都文京区本郷2-27-8
太陽館ビル501
TEL 03-5689-2100
FAX 03-5689-2141

●東海北陸支部

〒453-0832
名古屋市中村区乾出町2-7
正和ビル2階
なかむら公園前法律事務所内
TEL 052-481-6501
FAX 052-486-7389

●関西支部

〒532-0003
大阪市淀川区宮原4-1-46
新大阪北ビル702号
TEL 06-4866-6365
FAX 06-4866-6375

●中国地方支部

〒730-0024
広島市中区西平塚町2-10
TEL 082-244-2039
FAX 082-244-2048

●四国支部

〒790-0067
松山市大手町1-8-16
二宮ビル3F B
TEL 089-993-6356
FAX 089-993-6357

●九州支部

〒810-0001
福岡市中央区天神1-16-1
毎日福岡会館5階
TEL&FAX 092-724-6008

各支部HPへのアクセスは
本部HPからのリンクをご利用ください。

リビング・ウイル Living Will

(終末期医療における事前指示書)
(2017年7月改訂)

この指示書は、私の精神が健全な状態にある時に
私自身の考えで書いたものであります。

したがって、私の精神が健全な状態にある時に私
自身が破棄するか、または撤回する旨の文書を作成
しない限り有効であります。

□私の傷病が、現代の医学では不治の状態であ
り、既に死が迫っていると診断された場合に
は、ただ単に死期を引き延ばすためだけの延
命措置はお断りいたします。

□ただしこの場合、私の苦痛を和らげるために
は、麻薬などの適切な使用により十分な緩和
医療を行ってください。

□私が回復不能な遷延性意識障害(持続的植物
状態)に陥った時は生命維持措置を取りやめ
てください。

以上、私の要望を忠実に果たして下さった方々
に深く感謝申し上げますとともに、その方々が私の要
望に従って下さった行為一切の責任は私自身にあ
ることを付記いたします。

リビング・ ウイルの勧め

日本尊厳死協会は、命の終わ
りが近づいたら延命措置を望ま
ないで、自然の摂理にゆだねて
寿命を迎えるご自分の意思を表
した「リビング・ウイル」を発
行、その普及に努めています。

現在11万人の方々が「リビン
グ・ウイル」を持ち、安心した
日々を送っています。自然のま
ま寿命を迎えることは、最期の
日々をよりよく生きること
であり、今を健やかに生きること
につながります。

お友だちやお知り合いに協会
や「リビング・ウイル」のことを
お伝えいただければと願ってい
ます。

事務局から

会費の自動払込のご案内 希望者はご連絡ください

年会費払い込みには、自動払込制度(金融機関口座から自動
引き落とし)があります。利用には諸手続きが必要です。
ご希望の方は本部事務局までご連絡をお願いします。次の要
領で実施しております。なお郵便局窓口では申し込みません。

対 象 ▶ ご希望の会員

払 込 日 ▶ 会費払込該当月の28日(28日が土日
祝日の場合は翌営業日に引き落とし)

払 込 額 ▶ 会費相当額

手 数 料 ▶ 1回の払込に165円(150円+税)の
ご負担があります

取扱 金融機関 ▶ 国内ほとんどの金融機関(信金、信組、
ゆうちょ銀行、農協含む)

領 収 書 ▶ 預金通帳の金額摘要欄に協会名を印
字。領収書は発行しない

●なお、これまで同様、コンビニや郵便局での振り込みも可
能です。会報が緑色のビニール封筒で届きましたら年会費の
納入時期です。封筒の表に「年会費払込票在中」と印刷して
あります。銀行振り込みの場合は会員番号(00を省く)も
記入して下さい。なお振込手数料は郵便局窓口が203円、
郵便局ATMが152円、コンビニが66円です。



『夏の日遠く』
今号の1枚

●社会的存在である私たちの生
活のあり様や暮らしの所作を、
根底から覆すような新型コロナ
ウイルスの感染拡大です。握手
してあいさつ、親密さを確認し
合うハグ、集まって肩を寄せ思
いを分かち合う……人の道と
もいうか、これら当たり前だっ
たことが、すべてご法度。当分の
間とはいえ、何とも厄介な――
感染して自宅待機の母親が「マ
マ」と甘えて寄ってくる1歳
の子どもの手を振り払い、さつ
と部屋に駆け込み内側からドア
を押さえ、心の中で「ごめんね、
ごめんね」――そんな新聞記事
を読んだりすると、何とも切な
い。ともあれ「新しい日常」が始
まりました。

協会の「支部活動報告」も、
100人以上の講演会などの
中止、少人数でのサロンの集
まりの見送り、を伝えていきます。
そして同時に「オンラインでの
講演視聴や出前講座」の模索も。
「コロナ後協会」も動き出しつつ
あります。

(郡司)

Living Will 目次

— 会報2020年7月 No.178 —

- 02 巻頭インタビュー
作家 篠田節子さん
 - 07 私の希望表明書
 - 08 公益法人までの道のり
 - 12 ●LWのひろば
 - 14 ●連載「四季の歌」牧場の朝
 - 16 20年度事業計画・予算決まる
 - 18 ●支部活動・報告
2020夏～秋
 - 22 メール配信登録のご案内
 - 23 連載・電話・メール医療相談から
 - 24 LW受容協力医師のリスト
 - 25 寄付された方々
 - 26 事務局から／編集後記／目次
 - 27 終末期医療における事前指示書／
本部・支部一覧
- 裏表紙 出版案内

協会会員：10万5790人
(2020年6月5日現在)

次号は、
2020年10月1日発行

※本誌記事の著作権は日本尊厳死協会にあります。
引用、転載にしましては当協会にご相談ください。

編集後記